Living Information

くらし百科

㊐は問い合わせ先です

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受けている方には事前に通知いたしますが、毎年六月に「現況届」を提出していただくことになっております。

この手続きは、現在支給を受けている方の所得、養育の状況などを届けていただき、引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。この現況届の提出がない場合は、次回の支払い分から児童手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

〈持参するもの〉

①**通知書**

②**印鑑**（朱肉を使用する印）

③**受給者名義の預金通帳**

④※国民年金加入の方

・**年金証書**

※厚生年金・共済年金加入の方

・**年金加入証明書**

（同封の用紙に会社から証明を受けて持参してください。）

⑤平成十四年一月一日現在、白石市に住んでいなかった方は、児童手当用の**所得証明書**が必要です。（前住所地の税務課などに郵便で交付申請することもできます。）

指定された日程で都合のつかない方は、六月二十七日・二十八日においでになるか、それ以外であれば事前にご連絡ください。

詳しくは、市民課総務係（☎22―1312）にお問い合せください。

★今月は児童手当の支給月です！

今月は、平成十四年二月から五月までの四か月分の児童手当が振り込みになります。今月の五日以降、該当する金融機関で受け取ってください。

※振り込まれていない場合は、市民課総務係（☎22―1312）へご連絡ください。

児童手当現況届受付日程

該当地区名	月　日	時　間	会　場
小原地区	6月24日(月)	15：00～17：00	小原公民館
越河地区	6月25日(火)	9：30～11：30	越河公民館
斎川地区		13：30～16：00	斎川公民館
白川地区		9：30～11：30	白川公民館
大鷹沢地区		13：30～16：00	大鷹沢公民館
福岡地区	6月26日(水)	9：30～16：30 (お昼休み12:00～13:00)	福岡公民館
白石地区 大平地区	6月27日(木) ～　28日(金)	9：00～17：15 (お昼時間も受付します)	健康センター 小会議室(3階)

国民年金からのお知らせ

■国民年金の手続きは忘れずに！

二十歳以上六十歳未満の方で、被用者年金制度（厚生年金・共済組合等）に加入していない人は、必ず国民年金の**加入手続き**が必要です。また、国民年金加入者が被用者年金制度に加入した場合は、**喪失の手続き**が必要となります。

その都度届け出をしないと将来年金額が少なくなったり、年金を受けることができなくなることもあります。

国民年金の届け出は、忘れずにできるだけ早く行いましょう。

【二十歳加入】社会保険事務所から本人に確認の通知があります。所要事項を記入し、返送後に手帳が発送されます。学生特例等を希望する場合は、手帳到着後に手続きをしてください。

○第一号被保険者

農業や商業等を営む個人とその家族（学生・アルバイト含む）で、第2号以外の方が加入します。

社会保険事務所から送付される納付書で、各個人が納めることになります。

○第二号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人。保険料は給料から天引きされます。

○第三号被保険者

第二号被保険者に扶養されている配偶者。保険料は配偶者の加入している制度（厚生年金・共済組合等）で負担するので、自分で納める必要はありません。

■第三号の届け出は事業主に！

本年四月一日から、第三号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）の各種届出は、**事業主（会社等）**が行うことになりました。

具体的には、次のとおりです。

①第三号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届

②第三号被保険者資格喪失届

③第三号被保険者氏名・住所変更等届

④第三号被保険者死亡届

■年金支払通知が送付されます

六月に送付される年金支払通知書には、一年間の支払年月日及び支払金額が記載されています。

年一回しか送付されませんが、扶養関係の提出書類にもなりますので、大事に保管してください。

なお、郵便局窓口で年金を受けている方は、支払月ごとに通知書が送付されます。（年6回）

㊐市民課国民年金相談係

☎22―1312